

【要旨】

理学療法教育モデルの検討

1. 目的

わが国の疾病構造や地域社会の変化により、理学療法士に求められる役割は変化している。また、社会の国際化が進む中で、理学療法のグローバル化も求められている。そのため、わが国の理学療法教育の現状と今後の展望を踏まえた理学療法教育モデル・コア・カリキュラム、臨床教育ガイドラインの作成が必要である。

今後の指定規則、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン改訂に向けた提言を行う目的で、1) 国際水準からみた理学療法士養成教育と理学療法士の役割、2) 理学療法士養成教育の実状、3) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関する3つの調査を行った。

2. 調査概要

1) 国際水準からみた理学療法士養成教育と理学療法士の役割について

諸外国における理学療法士養成教育と理学療法士の担う役割の現状を調査するとともに、理学療法の国際水準を明確化し、日本における理学療法士養成教育や理学療法士の役割との相違を提言することを目的として、経済協力開発機構（以下、OECD）への加盟国に台湾・シンガポールを含めた全38カ国を対象にメールによるアンケート調査を行った。

現状の日本の理学療法教育システムとして、理学療法教育の卒業時に取得できる学位は専門士レベルが最小である。他国の理学療法教育をみると、開業権・自律権が認められている国の多くでは、理学療法教育の卒業時の最小の学位は学士レベル以上と設定されており、大学や大学院での質の高い理学療法教育が進められている。我が国の制度と異なる世界の理学療法教育と実情が存続している。理学療法士の教育レベルを低く設定することは、理学療法士を増加させることを促進させるが、理学療法士の質を低下させている実情についても危惧されている。他国の理学療法教育の実状からも理学療法士の社会的なニーズに応えるためには、早期に理学療法教育のレベルを大学および大学院教育へ移行させることが重要であると言える。

2) 理学療法士養成教育の実状に関する調査

今後の理学療法士の養成教育のあり方を模索するために、その礎となるわが国の理学療法士養成教育の実状を明らかにすることを目的として、理学療法士養成校221校の教員を対象にWebでのアンケート調査を実施した。

養成校種別の違いや教育経験年数の違い、あるいは年齢的な違いにより理学療法士養成教育に対する意識の違いがあるという現状が明らかになった。また、理学療法士・

作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会の内容が理学療法士養成教育に影響をもたらしていることも明らかになった。理学療法士教育に携わる教員には、教育社会学、教育原理などを学ぶ機会が必要であり、特に若い教員や教育経験が浅い教員ほど早期に教育観や理想像を育む自助努力や組織的取り組みが必要であるとともに、教育学的要素を取り入れた学生教育の実践的研究への取り組みが望まれる。

3) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関する調査

医療が高度化する中で、ますます理学療法の対象者の広がり進むものと考えられ、多様な社会のニーズに対応できる理学療法士が求められている。「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」の次の改定に向けた提言を行うことを目的として、221校の理学療法士教員代表を対象にWebでのアンケート調査を実施した。

理学療法士の養成施設の修学年限、種別が様々な現状を踏まえて、今後の指定規則の改定に向けて、社会ニーズに対応して理学療法士が役割を果たすために必要な基本的な資質・能力を明確にした上で、卒業までに最低限修得すべき内容、時間数について継続的に検討していく必要がある。また、効果的な教育を行うためにも、教員、臨床実習指導者の教育能力だけでなく、労働環境についても調査する必要があると考えられる。さらに、理学療法士養成施設として同じ目的を持ちながら、養成校の種別の設置基準、特色に違いがあることから、次の指定規則、養成施設指導ガイドライン改定に向けて、各養成校種別での教育効果の検証を継続的に行っていく必要がある。

3. 本調査からの提言

本事業で実施した調査結果より、養成校種別の違いや教育経験年数の違い、あるいは年齢的な違いにより理学療法士養成教育に対する意識、業務実態に違いがあるという現状が明らかになった。また、教育の世界的基準と比べての課題も明らかになった。

また、社会から理学療法士に求められる役割が拡大する一方で、医療・リハビリ専門職として理学療法士と他の専門職の教育カリキュラムの共通化が検討されている。

そのためにも、今後より一層、社会のニーズに対応した医療・リハビリ専門職としての共通・専門教育カリキュラムを明確にしていく必要がある。五年後の改定に向けて本事業報告をもとに、さらに検証・検討を進めていかなければならない。

本事業は、2017年度 日本理学療法士協会 分科学会・部門として行う職能に資するエビデンス研究・調査事業として行われた。